

各府省の業務改革の取組及び機構・定員への反映状況（概要）

平成27年12月
総務省行政管理局
内閣人事局

- 「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、各府省は、総務省が策定する「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえて、業務改革に取り組み、これを基に毎年度の機構・定員要求を行い、内閣人事局は、こうした各府省の業務改革の取組を、機構・定員審査に適切に反映することとされている。
- これを受け、平成28年度の機構・定員審査において、各府省が取り組むこととした業務改革の内容を取りまとめ、公表するもの。

業務改革の取組(主なもの)

⇒ 各府省の詳細な取組については別表参照

○ 行政のICT化の推進

- 機能性表示食品制度に係る届出手続のオンライン化による確認作業の簡略化【消費者庁】
- 税務署の資産課税部門において、システムの改修により、所得税申告書の添付書類によらず申告内容の確認が可能となったことに伴い事務フローを見直し、事務実施体制を合理化【財務省】

○ 業務の必要性・実施体制の見直し

- 業務の実施状況の定量的な把握に基づく分析結果に基づき、事務所等の中で業務量格差是正の観点から、定員配置を適正化することにより、増員を抑制しつつ、増大する業務量に対して機動的に対応【警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】
- 出先機関における契約に係る支払い業務や、諸手当認定・給与支払い事務等の内部管理業務を上位組織に集約【国土交通省】
- 刑事施設において、決裁文書の一括化や決裁者の見直し、文書及び情報の一括管理等の推進、被収容者の物品に関する事務処理の集約等により、業務実施体制を簡素化【法務省】

○ 民間能力等の活用

- 検疫所で増加を続ける輸入食品検査業務の一部を民間事業者へアウトソーシング【厚生労働省】
- 仙台空港（国管理空港）の運營業務の民間委託化【国土交通省】
- データの入力作業等の機械的な業務について非常勤職員等を活用【総務省】

機構・定員への反映状況

各府省は、上記のような業務改革に取り組み、これによる合理化（約▲2,000人）を含め、政府全体で、平成28年度の減員は、▲5,749人。増員（4,832人）との差引で、▲917人の純減となっている。

【別表】

【内閣官房】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
内閣官房	国家安全保障局	③	国家安全保障局発足後約1年半が経過したところで、業務の習熟化が進んだこと、効率化を図ったこと及び標準的なプロセスを各省との間で確立したことにより、現状の業務の分担・実施体制の見直しを行う。
内閣官房	内閣人事局	③	局内の各係で実施している会議について係を越えて見直しを行い、各府省等の地方支分部局を対象とした会議について、会議出席者、開催時期、開催場所等を調整し、統合して実施することにより、各係が行っていた対象機関との連絡調整・出張手配等の会議ロジ業務を効率化。あわせて、会場設営・参加者対応などの会議の現場対応やロジ業務について、マニュアルを整備することにより効率化を図るなど業務の実施体制の見直しを行う。
内閣官房	内閣人事局	③	局の会計、旅費などの内部管理業務について、マニュアルを整備するとともに、各種様式等を共有フォルダに格納し、職員への周知等を行うことにより、各業務における書類のやりとりや職員からの問合せが減るよう業務の効率化を図るほか、再任用短時間職員を積極的に活用するなど、実施体制の見直しを行う。

【内閣府】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。

①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
内閣府	大臣官房 公文書管理課	③	<p>・公文書管理法成立後、これまでに公文書管理委員会は43回、特定歴史公文書等不服審査分科会は32回開催。委員会係長は、各会議の開催に当たり、委員・関係機関等との調整、会議資料の準備、会議の開催運営等多岐に渡る業務に取り組んでいるところ。</p> <p>・公文書管理法施行から4年が経過し、多くの開催回数に伴う業務量等があるものの、公文書管理委員会について、定型的な案件の場合には委員等とのメール等でのやりとりを中心とした持ち回りにより委員会を開催することとして業務を効率化したほか、特定歴史公文書等不服審査分科会について、作業要領の蓄積等に伴うマニュアルの作成等による処理の定型化を図るなど、業務の効率化・迅速化を図ったところ。</p> <p>・こうした能動的な業務効率化の取組等を踏まえ、公文書管理委員会及び特定歴史公文書等不服審査分科会の運営業務については、課内の他担当に振り分けることにより、効率的・効果的な業務実施体制とする。</p>
内閣府	政策統括官 (科学技術・イノベーション担当)	②	<p>政策統括官(科学技術・イノベーション担当)の所掌事務のうち、庶務・経理系業務について、電子決裁による意思決定の簡素化を図るとともに、必要な書類等の見直し・検証を行い、廃止・縮減を行うことで総括担当の業務量を削減する。また、総括担当のその他業務についても、必要な書類の定型化等を行うことにより非常勤職員等を活用することで、効率的・効果的な事務の実施体制とする。</p>
内閣府	政策統括官 (共生社会政策担当)	③	<p>政策統括官(共生社会政策担当)の所掌事務の一部の他省庁への移管に併せて、同政策統括官が所掌するバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に係る事務処理体制の見直しを行い、当該施策と親和性の高い障害者施策と一体的に行うこととすることにより、事務の効率化を図る。</p>
内閣府	情報公開・個人情報保護審査会事務局 審査官	③	<p>1. 各班の審査専門官から共通業務を削減し、総務課において行う。 ※共通業務とは以下の業務 (1)先例答申等の検索、(2)答申された諮問事件のマスターファイルの文書管理、(3)不服申立人からの問合せ対応、(4)意見書、理由説明書等の不服申立人等への送付(※)、(5)議事概要のHP掲載等(※)、(6)答申書の諮問庁・申立人への手交・送付、HP掲載、データベースへの搭載(※)等 (※)を付した業務のうち、複写やHP掲載等の業務については、総務課の非常勤職員が行う。</p> <p>2. あわせて、平成26年度に試行的に実施し効果が認められた以下に記載する調査審議の効率化の取組をより一層進める。 ① 同種・類似の案件のうち、まとめて審議が可能なものについては、諮問の状況等を見据えて、古いものから1件1件処理するのではなく、「古い諮問」から「比較的新しい諮問」まである程度まとまった数の案件を一度に処理することにより、節約できた審議時間を他の案件の処理に充てるように努める。 ② 同種・類似の案件のうち、不開示箇所が多い案件については、先行的に答申を行って判断の基準を作ってから、当該答申の判断を踏まえて残りの案件について効率的に調査審議を行うように努める。</p> <p>3. 上記1及び2の取組によって、審査専門官が審査業務に集中して取り組める環境を整備し、諮問事件の処理迅速化を図り、答申件数を増加させることで、諮問件数の増加に対応する。</p>
内閣府	沖縄総合事務局	③④	<p>国有財産の管理・処分業務については、統括国有財産管理官と部内他課(理財課)とで情報共有することで連携・協力を強化することにより、地方公共団体の財政状況等を把握し、よりの確で実効性のある購入計画の策定等を求めることで、地方公共団体への売り払い移行の処理促進を図る。また、恒常的な業務を中心に、マニュアル化、ルーチン化できる業務がないか見直し、それらを業務委託や専門調査員(非常勤)に担当させること等により、職員の業務効率化を図り、誤信使用財産などの処理困難財産の貸付けや売払い、継続貸付財産の買受勧奨などの困難業務に集中することで処理を促進する。</p>

内閣府	沖縄総合事務局	④	那覇農林水産センターで実施している統計調査業務については、現場の統計調査作業において民間人材の活用を促進、また、消費・安全課食育・情報係で実施している農畜産物等の物価調査業務については、現場の店舗価格調査作業において民間委託を促進するなど、これら業務において、民間人材の活用や民間委託の促進等を進め、より効率的な業務の運営、実施体制の見直しを行う。
内閣府	沖縄総合事務局	③	沖縄振興に係る諸施策の推進業務のうち、調査第四係が所掌する農林水産及び環境保全部門に係る資料の収集、調査・分析等業務について、局内、民間等で保有するデータ等を利活用することで、特に調査の初期段階における業務を簡素化できるとともに、他の調査部門を担当する係に分析業務等を集約するなど業務の効率化・集約化を図り、合理化を行う。
内閣府	沖縄総合事務局	③	文化情報関連産業の振興については、その重要性が認識されてきており、今後は、ビジネスとしてどのように発展するかというステージを迎えていることから、文化情報関連産業に関連する各業界と連携を促進することによる、新たなビジネスの創出が期待されている。一方で、文化情報関連産業の振興については、同産業を担当する係において施策の企画立案等を行っているところであるが、 ①同産業はサービス産業の形態であることが多いことから、サービス産業の振興と一体的に取り組むことが企業支援の視点から企業側にとって利便性が高まり効果的 ②IT産業やモノづくり産業等に活用することで海外展開に取り組む等、ビジネス展開を拡大することが重要であることから、各産業それぞれの実態に即した企画立案や企業支援を行うことができるよう、文化情報関連産業を担当する係の業務を、各々の産業を担当する係へと集約することで、企業側の利便性を向上させ、業務の実施体制の効率化を図る。
内閣府	沖縄総合事務局	②③	①南部国道事務所品質検査官、北部国道事務所品質検査官については、本官と分任官の全ての工事の技術審査を同一組織で行うことで審査基準を容易に統一して業務を効率化するとともに、繁忙期の異なる技術審査と工事検査を同一組織に集約することで業務の平準化を図る。 ②開発建設部河川課水資源開発調整官については、平成26年に沖縄総合事務局において計画した10ダムが全て完成したほか、平成27年には沖縄県による補助事業についても竣工することから、本年度までに中期的な水需要について精査を行った結果、当面の水需要については渇水指標の見直しにより適切な運用が可能となるため、平成27年度に指標の見直しを行った上で、中長期的な水資源開発に関する調整については河川課補佐及び係長(計画担当)、技術的な調査検討については北部ダム統合管理事務所、沖縄県との調整及び指導については流域調整課係長(河川整備担当)に分担させることで、業務実施体制を見直す。 ③国営沖縄記念公園事務所建設監督官については、今後、建築工事及び造園工事を中心となることから、工事監督体制を見直し、首里出張所及び建設監督官1人の体制とするほか、現在事務所で行っている建築工事の技術審査及び工事検査体制を本局に集約して営繕工事と一体的に行うことによって、設計積算と技術審査の分離を適切に実施するとともに、業務の効率化を図る。
内閣府	沖縄総合事務局	③	事故調査に関する業務は、陸運事務所整備部門においては事故報告受付・情報収集、監査指導課においては事故調査、事故の要因分析・再発防止策の検討、及びこれを踏まえた安全指導と分業化している。現在の業務フロー・実施体制を見直し、出張検査等の既存の外勤業務と併せて実地調査・事故分析・再発防止のための安全指導等を行うことが可能な陸運事務所整備部門にこれらの業務を一元化することで、一連の業務を迅速、かつ、効率的に実施する体制を構築する。

【宮内庁】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
宮内庁	書陵部編修課	④	編修課実録編修室において、これまで同課主任研究官が担っていた公刊本天皇実録の索引作成業務の一部を民間に委託し、業務の合理化を行う。
宮内庁	京都事務所管理課	①④	管財第二係が所掌する国有財産管理業務について、電子システムの積極的な利活用により効率化を図るとともに、境界確定に係る測量業務の外部委託を増加させることで、業務の合理化を図る。

【公正取引委員会】 ※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
公正取引委員会	審査局審査長	③	<p>審査局において実施している電子証拠関連の業務は、1事件あたりの電子証拠量が増加するとともに、その収集・分析が複雑化しており、業務の効率化が課題となっている。</p> <p>そのため、これまで審査局の各審査長の下で独占禁止法違反事件に係る電子証拠の分析・整理等を個別に行ってきた体制を見直し、管理企画課企画室に電子証拠の関連業務を集約し、電子証拠の収集・分析に係る手法の研究・開発等の業務と一体的に実施することとする。これにより、管理企画課企画室においては、これまでの審査長の担当の枠を越えて、あらゆる事件の電子証拠関連業務に組織として継続的に携わることとなるため、実例を基にしたより効率的な審査手法の開発のほか、各審査長の事件審査等の段階に応じた機動的な支援が可能となり、また、各審査長においては、高度かつ機動的な支援を受けながら、事件審査や命令等の事件処理業務に注力できることとなる。</p>

【警察庁】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。

①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
警察庁	情報通信局 情報技術解析課	③	スマートフォン等電子機器の新機種が登場、不正プログラムの複雑化・巧妙化等に伴い、犯罪の取締りにおける電子機器等の解析の重要性がより一層高まっていることを踏まえ、都道府県警察による円滑な犯罪の取締りを可能とするため、各都道府県情報通信部における業務量格差を是正する。これにより、的確・迅速な対応を可能とし、より安全・安心な社会につなげていく。

【金融庁】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりを示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
金融庁	検査局総務課	②	<p>金融検査については、金融機関や金融市場の動向をリアルタイムで把握し、変化に即応した実効性の高い情報収集・分析が求められており、現在、オンサイトとオフサイトを効果的・効率的に組み合わせる実態把握を行う手法を導入し、オンサイト・オフサイト一体となった金融モニタリング体制の構築を進めている。26事務年度においては、監督方針と金融モニタリング基本方針を統合するとともに、金融機関に対するモニタリングのプロセスを一体化し、共通の方針の下で、検査局・監督局が緊密に連携・役割分担しながら事務を進め、課題となっている金融機関の負担軽減を図る以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、検査企画という検査の入り口は「総務課」、検査結果通知という検査の出口は「審査課」といった分業体制だった点を見直し、27年度において検査局内で「企画審査課」に統一。同課担当者が立入検査に同行し、検査途中でもリアルタイムで実態把握、課題の提示、改善策の検討が可能となるようにすることで、検査での聴取事項に漏れがなくなり手戻りが減ったとともに、検査終了後の速やかな検査結果の通知が可能となる等、事務を効率化。 ・ 検査局・監督局が連携し、金融機関に対して新たな資料の徴求・悉皆調査の実施等を行う場合に既報告等との重複がないか等を確認するオン・オフ一体のプロセスを構築したことで、徴求手続作業や徴求後の処理作業等の事務を効率化。
金融庁	総務企画局政策課	③	<p>金融庁では、サイバーセキュリティに関して、これまで金融機関等を検査する部署（検査局・証券取引等監視委員会）・監督する部署（監督局・総務企画局市場課）、NISCとの連携を行う部署（総務企画局政策課）、政府の一員である金融庁自身のセキュリティ対策を行う部署（総務企画局総務課情報統括室）等が、それぞれの業務を遂行してきたところであるが、本年7月に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、金融分野におけるサイバーセキュリティ向上に強力に取り組んでいくため、金融庁内部において情報・知見を一元的に集約し、組織横断的に企画・調整を専門に担当する部署（室）を設置する。</p> <p>これにより、これまで受動的であったNISCや庁内各部署、金融業界との関係についても、外部の専門家を活用しつつ新体制が主体的な役割を果たし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 有識者等からの情報収集、国内外の事例の収集・分析、各部署からの情報集約を通じた知見の集積と幹部及び各部署への還元 イ. 知見を活かした金融機関等へのモニタリングの企画・立案支援 ウ. サイバー攻撃を想定した官民合同演習の実施等、金融機関等のサイバーセキュリティ強化に必要な施策の企画立案などの業務を担うこととなる。 <p>現状ではこうしたサイバーセキュリティに関する政策の企画・立案については暫定的な組織で行っているが、今後は、専担の幹部職員も含めて組織体制が整備されることにより、金融機関や業界団体など外部に対する働きかけの強化、連絡調整の効率化、サイバーセキュリティに関する金融庁内部の情報・知見の集約化などが図られ、業務の効率化に資する。</p>
金融庁	総務企画局政策課 監督局 検査局	③	<p>金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける一方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。個別金融機関のみならず金融システム全体の健全性を確保するためには、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析すること（マクロブルーデンス）が重要である。</p> <p>具体的には、市場動向の変化のモニタリングと個別金融機関のモニタリングとを効果的に連携させるとともに、そのモニタリング結果に関する深度ある分析を行う必要があるが、現状は市場動向の変化や金融機関（種毎）のモニタリングは、検査局・監督局・総務企画局などそれぞれ別の部署で行われており、市場動向の変化が個別金融機関の健全性に与える影響を迅速に把握・分析することは困難であるほか、各種の金融機関の行動の変化が金融システム全体に与える影響についての分析はできていない。</p> <p>したがって、そのための部局横断的かつ専担のチームを設け、市場動向の変化が個別金融機関の健全性に与える影響を迅速に把握・分析するとともに、各種の金融機関の行動の変化が金融・資本市場全体に与える影響を分析するといった、新たな課題に一元的に対応することを企図。これにより、各局に分散していた担当者が物理的にも同じ部署・フロアで一体的に業務を行うこととなり、情報の伝達・共有、調整等に要する手間も短縮されるなど、業務全体としての効率化が可能。</p>

【消費者庁】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
消費者庁	食品表示企画課	①	製造所固有記号及び機能性表示食品制度について、新たなデータベースの運用を28年度に開始する予定。具体的には、従来郵送による届出手続を行っていた事業者が、オンライン上で届出手続を行うことを可能とし、届出情報の確認作業の簡略化等による業務の合理化を図る。

【総務省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。

①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
総務省	自治行政局	③	政治資金適正化委員会事務局管理係は、係長1、事務官2の3名体制で、登録政治資金監査人に係る登録及びフォローアップ研修並びに登録政治資金監査人に対する指導・助言及びアンケート調査に関する業務を行っているところであるが、登録政治資金監査人に係る登録について、登録しようとする方に対し、総務省HPにおいて、あらかじめ分かりやすい記載例を掲載することで、書類審査における指摘事項を減らすことや、登録や研修に係る問合せに対する応対マニュアルを作成することで、他の職員が問合せを受けても対応できるようにすることにより業務の効率性を見直す。 また、登録政治資金監査人全員に対するアンケート調査について、過去に2度実施した結果を踏まえ、調査項目を簡素化し、その取りまとめに係る入力項目を減らすなど、業務の必要性及び有用性を見直し、業務に係る時間を短縮することにより定員の合理化を図る。
総務省	自治財政局	③	交付税第一係の事務官が行っていた業務のうち、データの入力作業をはじめとした機械的な業務については非常勤職員等を活用することにより対応し、業務実施体制を見直す。
総務省	自治税務局	③	消費税率10%への引上げ時に、自動車税・軽自動車税に導入することが予定されている「環境性能割」について、都道府県が一元的に賦課徴収を行う仕組みとして構築することにより、地方団体における業務の効率化及び納税者の利便向上を図るとともに、現行、自治税務局内の2課にまたがる「環境性能割」関連業務を1課に集約することにより、業務実施体制を見直す。
総務省	情報通信国際戦略局	②③	実施している研究開発プロジェクトの必要性や有用性等を検証した結果、衛星周波数有効利用に関する一部プロジェクトについては所期の目的を達成したことから廃止・縮小することで業務の効率化を図り、その上で、縮小可能な事務に係る業務実施体制の見直しを行うことで定員の合理化を図る。
総務省	総合通信局	③	原則として全ての携帯電話基地局を包括免許の対象とすることで、携帯電話基地局の免許申請数を減少させるとともに、当該申請処理業務についてマニュアルを整備することにより業務を定型化することで、業務実施体制を効率化する。
総務省	消防庁 消防研究センター	③	市街地火災、地震被害、危険物施設被害等の各シミュレーションやUAV(ドローン等の人が搭乗していない無人航空機のこと)の研究開発に当たっては、個々に基盤となるGIS(地理情報システムのこと。位置や空間に関する情報を重ね合わせ、様々な情報を視覚的に表示させるシステム)を用い、個々のアプリケーションやデータを研究開発してきたところ。これらについて必要性・効率性・有用性等の観点から検証を行った結果、これらに用いているG空間データ(基盤地図など)について、システムの統合を通じて共同で利用することが可能となり、「市街地火災延焼シミュレーションに関する研究」と関連する研究テーマである「災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発」を統合し、研究体制の効率化を図る。 さらに、火災災害調査部と技術研究部においてそれぞれ行われている企画立案業務を一元化することで、より効率的・効果的な業務実施体制とする。

【法務省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
法務省	法務局・地方方法務局	③	オンライン申請に係る特殊相談対応として常勤職員が行っている業務について、再任用短時間勤務職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	法務局・地方方法務局	①	投資計画に盛り込んでいるオンラインにより送信された補正情報を用いた登記事項等の自動編集処理や、市町村への登記情報等の提供について、乙号事務受託者の端末から情報抽出できるシステム開発を行うとともに、登記情報システムと地図情報システムの端末の共有化を行うことで業務の効率化を行う。
法務省	法務局・地方方法務局	③	登記所の業務量、地域の地理的条件に留意しつつ、登記所の配置が適正となるよう統廃合を行う(秋田地方方法務局湯沢支局の統廃合)。
法務省	法務局・地方方法務局	③	登記所における登記申請事件数等を踏まえ、定員の配置の見直しを行う。具体的には、平成28年度に業務量の増加が見込まれる法務局・地方方法務局の登記所において、平成26年度の前年度からの登記申請事件数の増減等を踏まえて定員配置を見直す。
法務省	地方検察庁	③	地方検察庁ごとの捜査・公判及び検務といった各業務部門における業務量の格差を踏まえ、官署間の定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	地方検察庁	③	捜査及び検務部門において常勤職員が実施している一部既存業務について、再任用短時間勤務職員の活用により、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	矯正管区	③	福岡矯正管区における少年鑑別所の被収容者に係る事務のうち、関係文書の管理については複数の職員が他の事務処理と併せて実施、統計については矯正管区限りの統計を廃止したり他の統計と統合するなどして、事務内容の精査や、事務分担の見直しによる事務処理の集約化により、事務官1人を合理化し、業務実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	青森刑務所における庁舎管理業務について、職員がシフトを組んで交替で庁舎の維持管理業務を実施する体制を整備することにより、庁務員1人を合理化し、業務実施体制を見直す。 府中刑務所及び名古屋刑務所における庶務事務のうち、公文書の授受については複数の職員が他の事務処理と併せて実施、外来者の応接については外来者に対応する職員自身において実施、職員の休暇については事務処理方法の周知を図ることで確認作業を簡略化するなど、事務内容の精査や、事務分担の見直しによる事務処理の集約化により、事務官各1人を合理化し、業務実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	これまで作業、教育、分類の各部署において、それぞれ実施していた事務処理について、決裁文書の一括化や決裁者の見直し、文書及び情報の一括管理等を推進するなどして、各部署の事務処理を集約化して実施する体制に見直しを行う。
法務省	刑事施設	③	東日本の中国人被収容者については、これまで主として福島刑務所、府中刑務所及び横浜刑務所の3か所でそれぞれ収容していたところ、府中刑務所及び横浜刑務所において、国際対策室への面接時通訳や信書等の翻訳を依頼する際の手続の統一化を図ることや、国際対策室職員と処遇部職員の研修を実施し、外国人被収容者に対する処遇部職員の関与を強化し連携を推進するなどにより、主として府中刑務所及び横浜刑務所の2か所で集約して収容するとともに翻訳等の共助も両施設で行う体制とし、外国人被収容者に対する処遇実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	職業訓練のうち、雇用ニーズ等を踏まえて、訓練内容を検討した結果、数値制御機械科及び点字翻訳科の種目を廃止することとし、就労に効果的な職業訓練実施体制に見直しを行う。

法務省	刑事施設	③	主に犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する刑務所について、犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する刑務所と比べて相対的に職員負担率(一日平均収容人員/職員定員)が低いことを踏まえ、主に犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する刑務所の保安警備・処遇体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	刑の一部執行猶予制度により、刑事施設内における改善指導や生活環境調整等に係る業務負担が増加することが予想される一方、刑事施設から比較的短時間で出所することとなる受刑者の増加が見込まれることや、主に犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する刑務所について、犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する刑務所と比べて相対的に職員負担率(一日平均収容人員/職員定員)が低いことを踏まえ、主に犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する刑務所の保安警備・処遇体制を見直し、部局間を超えて地方更生保護委員会へ再配置することにより、法務省が一体となって推進する再犯防止施策の充実強化に資する。
法務省	刑事施設	③	これまで庶務、会計、用度の各課において、それぞれ実施していた事務処理について、決裁文書の一括化や決裁者の見直し、文書及び情報の一括管理等を推進するとともに、被収容者の物品に関する事務処理を集約するなどして、各課の事務処理を集約化して実施する体制に見直しを行う。
法務省	刑事施設	③	居室等の保安検査については、刑務官としての豊富な経験や培ってきた能力を活かして実施することが効果的であることから、再任用短時間勤務職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	業務及び定員配置の合理化・効率化という観点から、教育部門の独立性を確保しつつ、総務系業務・医療業務を中心に近接する本院への集約を行うこととし、平成28年度に分院化を予定している貴船原少女苑について、庶務課職員が担っていた業務の実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	茨城農芸学院における庶務事務のうち、公文書の授受については複数の職員が他の事務処理と併せて実施、外来者の応接については外来者に対応する職員自身において実施、職員の休暇については事務処理方法の周知を図ることで確認作業を簡略化するなど、事務内容の精査や、事務分担の見直しによる事務処理の集約化により、事務官1人を合理化し、業務実施体制を見直す。 関東医療少年院における総務系業務のうち、炊事に関する業務について、賃金職員の一層の活用と業務分担の見直しにより、庁務員1人を合理化し、効率的な実施体制となるよう業務実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	他の少年院と比べて、短期課程を実施する施設に指定された少年院の被収容者数が相対的に少ないことを踏まえ、当該少年院のうち、平成27年度において業務改革減の対象としていない庁について、教育処遇実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	和泉学園教育調査官が行っている調査企画業務について、業務内容を精査し、浪速少年院及び瀬戸少年院の教育調査官に兼務させることにより、効率的な実施体制となるよう業務実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	総務系業務のうち、新少年院法施行に伴い新たに設置された少年院視察委員会の庶務に関する業務について、再任用短時間勤務職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	少年鑑別所	③	平成26年における新収容者数が100人未満であった庁のうち、平成27年度において同項目により業務改革減の対象としていない庁について、観護処遇実施体制を見直す。
法務省	少年鑑別所	③	福島少年鑑別所における庁舎管理業務について、職員がシフトを組んで交替で庁舎の維持管理作業を実施する体制を整備することにより、庁務員1人を合理化し、業務実施体制を見直す。
法務省	少年鑑別所	③	総務系業務のうち、少年鑑別所法施行に伴い新たに設置された少年鑑別所視察委員会の庶務に関する業務について、再任用短時間勤務職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	保護観察所	③	性犯罪者や薬物事犯者などの特定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に実施している専門的処遇プログラムについては、これまでのところ、プログラムの全ての課程を個別面接により実施することを基本としてきたところであるが、専門的処遇プログラムのうち、性犯罪者処遇プログラム及び覚せい剤事犯者処遇プログラムについては、対象となる保護観察対象者が一定の人数を超える一部の庁においてプログラムの一部課程について集団処遇を実施することにより、業務の効率化を図る。

法務省	地方入国管理局	②	不法出入国事案の未然防止に向けた水際対策強化の必要性が強まっていることから、地方入国管理局における退去強制手続に係る入国警備官の業務・配置を見直し、摘発業務の体制を合理化するとともに不法出入国対策業務の体制を強化する。 なお、摘発業務については、不法滞在者、偽装滞在者のいずれも小口・分散化や手口の巧妙化がみられることなどから、事案に当たって、これまで以上に入念な情報収集・分析を行うなど、より情報を活用した摘発の実施を必要とするものが増加している。そのため、摘発業務の現状を踏まえ、業務の情報化・専門化を進め、より少人数規模で事案に当たることができるよう合理化を行う。
法務省	地方入国管理局	②	送還忌避者等の増加に伴い出入国管理行政の最終担保たる国費送還を恒常的に行っていく必要があるところ、より安全かつ円滑な国費送還が求められており、業務の困難性・専門性が高まっていることから、地方入国管理局における退去強制手続に係る入国警備官の業務・配置を見直し、摘発業務の体制を合理化するとともに国費送還体制を強化する。 なお、摘発業務の合理化については上記のとおり。
法務省	地方入国管理局	②	送還忌避者等の増加に伴い退去強制令書が発付された後に仮放免を許可されている者が増大しているが、被仮放免者の動静を的確に把握することは、仮放免制度や退去強制手続の適正な遂行、また、我が国の安全・安心の維持の観点からも必要であるところ、業務の複雑性・困難性が高まっていることから、地方入国管理局における退去強制手続に係る入国警備官の業務・配置を見直し、摘発業務の体制を合理化するとともに被仮放免者の動静監視体制を強化する。 なお、摘発業務の合理化については上記のとおり。
法務省	公安調査局	③	公安調査庁においては、破壊的団体等の活動状況や危険性、政府の重要施策への影響等の観点から、調査・分析等体制の強化の必要性、緊急性を考慮し、積極的かつ能動的に公安調査官の配置を適正化する。

【外務省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおり示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
外務省	在外公館	③	経済班内において、ODA案件に係るPDCAサイクルの実施に関する情報収集に当たり、収集すべき事項・収集先の洗い出しを行い、アポイントリスト及び収集すべき情報の一覧を作成の上、班及び館内にて共有をし、情報収集業務の統合・一元化を図ることで業務実施体制の合理化を図る。また、JICAとの連携見直しによる同機関所有の情報の活用促進により、業務の効率化を行う。
外務省	在外公館	③	経済班内において、収集すべき事項・収集先の洗い出しを行い、アポイントリスト及び収集すべき情報の一覧を作成の上、班及び館内にて共有をし、情報収集業務の統合・一元化を図ることで業務実施体制の合理化を図る。また、公電による本省への報告は決裁等手続きが必要となるが、公電で報告すべき情報の範囲の明確化を行い、さらに随時見直すことにより、業務を効率化。
外務省	在外公館	③	政務情報班内において収集すべき事項・収集先の洗い出しを行い、アポイントリスト及び収集すべき情報の一覧を作成の上、班及び館内にて共有をし、情報収集業務の統合・一元化を図ることで業務実施体制の合理化を図る。また、公電による本省への報告は決裁等手続きが必要となるが、公電で報告すべき情報の範囲の明確化を行い、さらに随時見直すことにより、業務を効率化。
外務省	在外公館	③	労働者派遣法改正に伴い、派遣員の業務が、これまでの政令26業務のうちの「通訳・翻訳」、「添乗」、「秘書」、「企画」、「機器」から拡大されたことに伴い、広報文化担当官の業務の洗い出しを行い、「交渉」、「実施」を派遣員に担当させることにより、広報文化担当官の業務を縮減する。また、広報先リストの作成及び館内での共有を行い、政府関係者や現地メディア・プレスとの人脈を有する政務情報担当官や経済担当官との広報先の統合・一元化を図ることで、業務の効率化を行う。
外務省	在外公館	③	領事利便支援システム(CRUISE)により、従来手続が煩雑であった邦人援護事務に係る定期報告が効率的になったところ、同システムによる効果的な作業促進を図るため、平成27年1月に、マニュアルを作成し、一層業務の効率化が図られた。また、労働者派遣法改正に伴い、派遣員・専門調査員の業務が、これまでの政令26業務のうちの「通訳・翻訳」、「添乗」、「秘書」、「企画」、「機器」から拡大されたことに伴い、領事担当官の業務の洗い出しを行い、在外選挙実施支援等領事業務を担当させることにより、領事担当官の業務を縮減する。
外務省	在外公館	③	平成25年度に在外公館経理システムをオープンLAN上で構築したことにより、従来官房班が行っていた会計業務のうち調達にかかる申請、出張旅費の申請等の業務を各班の担当官が自分の端末で行うことが可能(発生源入力)となった。また、26年度には、同システムを改修し、広域担当官が各担当公館の経理状況を把握できるようになり、その結果、官房班及び各班の担当官の作業トラブルの未然防止、修正作業の軽減等が可能となった。今回、これらの機能をより一層活用することにより、官房班の業務の更なる合理化を図る。さらに、27年9月の労働者派遣法改正を受け、官房班所属の派遣員の業務がこれまでの政令26業務のうちの「通訳・翻訳」、「添乗」、「秘書」、「企画」、「機器」から拡大されたことに伴い、官房班の業務の洗い出し・見直しを行い、派遣員に配車業務等官房業務を担当させる。これらの取組により、官房班の業務実施体制の効率化を行う。
外務省	在外公館	③	国際機構班内において、当該国際機関に関する情報収集に当たり、収集すべき事項・収集先の洗い出しを行い、アポイントリスト及び収集すべき情報の一覧を作成の上、班・館内にて共有をし、情報収集業務の統合・一元化を図ることで業務実施体制の合理化を図る。また、公電による本省への報告は決裁等手続きが必要となるが、公電で報告すべき情報の範囲の明確化・随時見直しを行い、業務を効率化。
外務省	在外公館	③	医務官設置公館の所在地域及び医務官の担当地域における医療事情が改善されたこと等を背景とし、館員の健康管理については、各公館の次席館員等が管理するとともに、治療や相談が必要な場合には、現地の顧問医、一般医の診察を受けたり、他公館の医務官に電話等で相談をするなどの業務見直しを行い、在外公館間の体制を見直す。

【財務省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
財務省	財務局	①②	理財部門(理財系統)における予算執行調査等、業務の広範な知識・経験を必要とする専門性の高い業務について、マニュアルの作成等を通じて、業務処理の方法に関するノウハウ等の共有化・ルール化を図ることにより、経験の浅い職員であっても円滑な業務遂行を可能とすることなどにより、事務を効率化・合理化する。
財務省	財務局	②	金融検査部門における検査報告書及び金融機関に対する検査結果通知書の様式の簡略化といった報告書の簡素化等、必要性・効率性・有効性の低下した業務の見直しにより事務を効率化・合理化する。
財務省	財務局	②	管財部門における合同宿舍管理に係る報告の簡素化等、必要性・効率性・有効性の低下した業務の見直しにより、事務を効率化・合理化する。
財務省	財務局	③	各部門における業務の高度化・複雑化及び業務量の増加に対し、在職中の豊富な経験や知識を活かし、各部門における処理困難事案や重要案件の処理を担う再任用短時間職員を充てることにより、業務実施体制を合理化する。
財務省	税関	①	情報分析業務について、内部システムへの情報の蓄積や、スクリーニングを活用することにより、業務量の削減を行う。
財務省	税関	①	船舶・航空機取締業務、貨物検査業務等について、内部システムに蓄積された要注意情報及び当該情報の分析結果を職員の端末で閲覧・活用することにより、業務の効率化を図る。また、情報分析結果を活用し、取締、検査対象に係るリスク分析を実施することで効率的な選定を実施する。
財務省	税関	①	税的調査業務について、内部システムに蓄積された要注意情報を活用し、調査対象者のリスク分析を行うことで、より精度の高い選定を実施することにより、業務の効率化を行う。
財務省	税関	②	税関業務に係る外部からの問合せへの対応業務に関し、問合せ件数等を勘案した上で、機構の廃止を行う。
財務省	税関	②	関税等収納業務について、収納件数、修正申告件数等を勘案した上で部門の統廃合を行う。
財務省	税関	②	署所管内における行政需要を総合勘案した上で、官署の規模縮小を行うとともに、配置人員の見直しを行う。
財務省	税関	③	監視取締業務、犯則調査業務について、貨物の積卸量、外国貿易船等の入港状況及び外国貿易船等のリスクなどに応じ、配置定員の見直しを行う。
財務省	税関	③	輸出入通関業務について、輸出入申告件数、許可承認件数及び非違件数などを基に、定員配置の適正化を図るとともに、事前教示の促進等により、業務の効率化を行う。
財務省	税関	③	税的調査業務について、輸入者が取り扱う貨物の種類や輸入申告件数の増減等を勘案し、調査担当職員の再編、集約化を行うことで、業務の効率化を行う。
財務省	税関	③	保税業務について、管内巡回、帳簿検査等の実施体制の見直し、事務処理担当職員の集約化等により、配置定員の合理化を図る。
財務省	国税局	①	調査部において連結法人の決議書作成に使用しているシステムについて、システム未対応となっている税制改正項目に対応するためのシステム改修を行うことにより、決議書作成事務を合理化する。
財務省	国税局	①	査察部における査察調査では、過去の判例を参考に、構成要件該当性、違法性及び有責性を立証していくことが必要であるところ、過去の租税関係刑事事件の判決をデータベース化して、判旨や事件名等での検索を可能とすることにより、調査事務を合理化する。

財務省	税務署	④	管理運営部門において実施している文書による期限前納付指導事務について、各税務署で対象者の抽出・文書の作成・文書の発送を行っていたところ、国税庁において対象者を抽出し、外部委託により一括で文書の作成・文書の発送を行うことにより、当該事務を合理化する。
財務省	税務署	②	還付金の審査事務について、一定の条件を満たす場合に、審査回数を見直すことにより当該事務を合理化する。また、各種出力帳票について、他の帳票で代替可能なものや活用頻度の低いものについて、出力を省略することにより合理化する。
財務省	税務署	③	各税務署の徴収部門で実施していた評価・公売事務について、国税局に集中化することにより、物件の鑑定評価依頼、公売公告、買受勧奨等について、国税局で集約して実施することにより合理化する。
財務省	税務署	③	国税局から税務署へのデータ提供について、編集不可の形式でのデータ提供としていたところ、運用要領などデータの取扱規定を整備してセキュリティを確保した上で、編集可能な形式でデータを提供することにより、調査選定事務を合理化する。
財務省	税務署	①③	資産課税部門において、申告内容の確認(申告審理)のため、所得税申告書の添付書類を活用し、その編てつ・管理事務を行っていたところ、KSKシステムの改修により、当該添付書類によらずとも、大半の申告審理が可能となった。このため、今般、事務フローを見直し、①管理運営部門における所得税申告書から添付書類を取り外し資産課税部門に回付する作業及び②資産課税部門における当該添付書類の編てつ・管理作業を不要とすることによって、事務実施体制を合理化する。
財務省	税務署	①	法人税及び消費税の加算税賦課決定通知書等(以下「通知書等」という。)の作成に当たり、①通知書等における「税務署長名」等、②教示文、③納税地以外の連絡先がある場合は別途連絡先、④還付金が発生する場合は振込口座等を記載するなどの補完作業を行っている。また、通知書等の発送に際して、普通(特殊)文書発送件名簿(以下「発送簿」という。)、書留・配達記録郵便物受領証(以下「受領証」という。)にそれぞれ法人名等を手書きで記載しているところ、①～④についてはKSKで印字されるほか、発送簿及び受領証についてはKSKから出力されるよう開発を行うことにより、通知書等の発送関係事務を合理化する。
財務省	税務署	①	申告書の編てつ誤りや誤廃棄等の事務処理誤りを防止するため、編てつ又は廃棄の対象となる申告書のリストを現状は手作業で作成しているところ、編てつ又は廃棄の対象となる申告書について、「申告書等廃棄・編てつ対象リスト」が出力されるようにKSKシステムを改修することで、当該リストの作成に要する事務量を合理化する。
財務省	税務署	②	平成27年度税制改正において国税通則法が改正され、再調査の実施の有無を判断する材料を、前回の実地調査の結果に限ることとされたことにより、前回調査が実地調査以外の調査である場合には、新たに得られた情報が無いときであっても、再調査を行うことができることとされた。これにより、従前は、前回調査が実地調査以外の調査であった場合にも、事後の再調査のためにKSKシステムに判定材料とすべき情報を入力していたが、当該事務を削減することができるようになったため、当該事務を合理化する。
財務省	国税局・税務署	③	個人・資産・法人・徴収等の各事務系統の各事務年度における業務実績を基とし、確定申告書提出件数、納税者数、対象区分ごとの実地調査件数、徴収事案件数、内部処理事務量等の各種指標のトレンド、毎年度の税制改正の影響、各事務系統における重点施策、ICT利用、アルバイト活用などの減量・効率化施策等を考慮し、翌年度の見込み業務量を推計している。そして、各事務系統の全国の業務量を1とし、12局(所)の見込み業務量を指数化する。その上で、当該指数と国税局(所)別の各事務系統の現状の定員配置状況を比較し、アンバランスが認められる場合には、相対的に人員の多い国税局(所)から、人員の不足する国税局(所)に定員を再配置する。
財務省	税務署	③	金沢国税局においては、平成26事務年度から源泉所得税事務集中処理センター室を設置し、管内9税務署を対象署として集中化を実施したところ、未納割合が減少するなど集中化による効率化の効果が認められたことから、平成28事務年度は、更なる事務の効率化及び未納割合の減少を図るため、集中化の対象署を管内全署(15税務署)に拡大する。

【文部科学省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおり示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 参事官付	③	各関係機関からのPCB対策等に関する相談業務について、Q&A形式による文書の通知や、研修会等における説明、またメールの一層の活用により、事務の簡素化・合理化を図り、業務量を減少させ、同業務を施設安全係に集約させて実施することにより、環境保全系の合理化を図る。
文部科学省	生涯学習政策局 政策課	③	統計調査等業務の最適化担当(教育データベースの整備等)については、省内外から求められるよりきめ細かい集計(例えば、市区町村別の学校数、在学者数、教職員数等の集計など)を行い、教育データベースを通じて提供する業務等を企画、実施してきたところであるが、今後は提供依頼が多い集計についてはあらかじめ用意できるように、各調査実施係の協力を得つつ集計プログラムを整備することで業務の合理化を図る。
文部科学省	生涯学習政策局 参事官付	③	環境教育関係業務について、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に定める環境教育等支援団体指定・人材認定等事業の登録審査業務においては、これまでの知見を踏まえ、業務の定型化・効率化を図るとともに、繁忙期については参事官付内から臨時的に応援要員を配置するなど機動的な人員配置により効率化する。
文部科学省	初等中等教育局 財務課	③	義務教育費国庫負担金制度の各種執行調査については、これまで各給与費目ごとに国庫補助限度額を算定していた基準を弾力化した「総額裁量制」へ移行後、一定程度の期間が経過し、給与執行・調査係で担当する業務のうち、例えば、各都道府県における義務教育費国庫負担金の算定誤りなどによる過剰負担など、突発性の調査業務が軽減されていることを踏まえ、その他の定型業務についてはマニュアルを整備することにより、課内の他係に担わせることとし、合理化を図る。
文部科学省	初等中等教育局 教育課程課	③	コミュニケーション教育の推進については、平成20年の学習指導要領の改訂の際に重点事項の一つとして盛り込まれ、これまで様々な施策を通じて行ってきたところである。コミュニケーション能力の育成は、今後も引き続き取り組んでいく課題であるが、国語をはじめとした言語活動における取組と一体的に行うこととし、その業務を国語を担当している教育課程第三係に集約することで、次期の学習指導要領の改訂作業についても効率的に行うことができるよう一元化を図る。
文部科学省	初等中等教育局 児童生徒課	③	自殺予防対策については、自殺対策基本法等を踏まえたマニュアルや学校における自殺予防教育導入の手引等の関係資料の作成・周知を実施してきており、今後も引き続き取り組むべき課題ではあるが、これまで担当の専門職が包括的・専属的に対応していた自殺予防対策に関する業務を、生徒指導室のいじめや問題行動などといった各係の担当に応じて、業務の振り分けを行うことで効率的かつ効果的に対応することとし、合理化を図る。
文部科学省	高等教育局 専門教育課	③	大学における技術教育及び理学等に関する教育の調査及び分析については、理工系人材の戦略的育成のため集中して取り組むべき方向性と重点項目を整理した「理工系人材育成戦略(H27.3)」により、恒常的に情報収集が必要な調査項目等の一定の方向性が整理できたところ。今後は、これまでの知見を踏まえて当該調査の処理の定型化を図るとともに、そのデータ入力業務等を科学・技術教育係に集約化する。また、当該分析については、理工系人材の戦略的育成のあり方等に関する調査・研究を外部委託等にすることにより、業務実施体制の合理化及び定員配置の適正化を図る。
文部科学省	科学技術・学術政策局 企画評価課	④	調査・資料係における科学技術行政の推進に必要な各種の統計資料を内外から収集し、政策形成に資するよう報告書として編集する業務のうち、定型化したデータの収集及び分析に関する業務及び報告書の執筆業務の外注化により、業務量の合理化を図る。
文部科学省	研究振興局 基礎研究振興課	③	基礎研究振興課及び理化学研究所の経理に関する業務について、単純入力業務等の定型業務については非常勤職員の活用により、また、決算等の繁忙期については課内から臨時的な応援要員の配置で対応することにより、課の経理に関する業務を管理係に、理化学研究所の経理に関する業務を理研係に一元化する。

文部科学省	研究開発局 原子力課	③	開発系の業務については、公募事業である「原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ」及び「廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム」の二事業を、平成27年度の予算編成時において「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」として事業を組み替えたところであり、審査委員会などの会議に係る事務処理等については各プログラムに対する担当者が別々に行うなど、現時点において実質的な業務の効率化が十分になされていなかったところである。平成28年度においては、各プログラムの業務内容を緊密に連携させ、それぞれの募集要項を統合・共通化し、審査委員会やPD(プログラムディレクター)・PO(プログラムオフィサー)会議開催等の共通事項に係る事務処理を一本化すること等により、業務実施体制の効率化を図る。
文部科学省	国立教育政策研究所	③	生徒指導・進路指導研究センターでは、生徒指導や進路指導の充実を図るため、生徒指導・進路指導行政の企画立案に資する調査研究に取り組むとともに、教育委員会や学校等に対する専門的な援助や助言を行っている。この援助・助言に係る事務手続(講演依頼、会議対応等)については、これまで事務職員が散発的に対応していたところであるが、その内容や対応方針を集約し類型化することを通じて、例年対応が必要となる事務については、マニュアル整備により、効率化・定型化を行う。
文部科学省	科学技術・ 学術政策研究所	③	第2調査研究グループの「科学技術と社会」に関する調査研究については、これまで郵送や面接にて行っていたアンケート調査のウェブを用いたアンケート調査への切替、定型化した調査の外注化により、業務量を合理化する。また、これまで第2調査研究グループが行っていた「科学技術の社会の受容性に関する調査」と第1調査研究グループが行っていた「科学技術人材に関する調査」は、調査対象に重複する部分もあり、これらの調査を一体的に行うことで格段に効率化されることから、これら2つの調査研究グループを統合し、定員一名を合理化する。
文部科学省	科学技術・ 学術政策研究所	③	第3調査研究グループの「科学技術及び学術の国際的展開」に関する調査研究については、これまで海外の研究者や政府関係者等と直接面会を行って情報収集をしていたが、 ・所内の有識者ネットワークを活用できるものについては、有識者ネットワークにアンケート調査を実施することにより必要な情報の収集ができるようになること、アンケート結果を踏まえ必要な研究者に絞って効率よく面会を行えること ・インターネットサービスの活用により海外出張が不要となり、面会に係る時間が大幅に節減されたこと 等により、海外の科学技術・学術政策に関する情報収集手法の格段の合理化を図り、定員一名を合理化する。
文部科学省	文化庁文化財部 伝統文化課	③	文化財保存技術(例えば、美術品や建造物の修理技術やそれに用いられる材料および道具の製作技術)は、文化財そのものではないが、文化財の保存のために欠くことのできない技術として文化庁が選定・認定している。これまでは、文化財保存技術部門の専任の文化財調査官が調査や認定等の対応を行ってきたが、保護すべき技術が年々拡大する中、伝統文化を専門とする当該文化財調査官が専門外の技術についても専属的・長期的に調査を継続する現体制では、文化財保存技術の衰退や消滅を招くおそれがあるため、これを見直し、今後は、関係技術を所掌する各課調査官(例えば、彫刻の修理であれば美術学芸課彫刻部門の文化財調査官)に調査業務等を分属させ、各課調査官においても対応できない分野は非常勤調査員を委嘱することにより、調査の早期着手・期間短縮や調査範囲の拡大など業務効率化を図るとともに、各課文化財調査官が本来業務である文化財修理指導を行う際に、併せて文化財保存技術に関する伝承状況調査を行うことで、業務や調査費等を効率化・合理化する。
文部科学省	文化庁文化財部 美術学芸課	③	従来、独立行政法人国立文化財機構に関する業務は施設係において担ってきたが、独立行政法人に係る評価方法が平成27年度(平成26事業年度)から変更される機会を捉え、施設係の業務を独立行政法人国立文化財機構と調整が必要な業務と定型的業務に仕分けし、平成28年度以降は、独立行政法人評価等の調整が必要な業務については振興係が担い、企画展開催時の内覧会招待の連絡業務等の定型的業務については、実施手順を明確化した上で、非常勤職員等が対応できる体制を整備することにより合理化を図る。

【厚生労働省】 ※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりを示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
厚生労働省	大臣官房会計課	③	調達案件については、公共調達委員会において、入札公告前に調達仕様書の適合性等について事前審査することにより、契約班における調達事務の負担が軽減されていることを踏まえ、調達事務に係るマニュアルの充実及び活用の徹底による調達事務の平準化により効率化が図られることから、合理化する。
厚生労働省	大臣官房統計情報部	③	厚生労働省所管の統計調査に係る計画の具体的な内容について、統計調査の技術的観点から評定を行うため、評定を行う際の判断材料として業務マニュアルを整備し処理の定型化及び標準化を図り、業務処理の属人性を減らすことにより、今後は当該業務を担当係長のみで担当することとし、合理化する。
厚生労働省	大臣官房統計情報部	③	統計調査の調査票情報の利用について、地方自治体等による利用が多いことから、事務処理要領を整備し業務の定型化を行い、業務処理の属人性を減らすことにより、今後は当該業務を担当係長のみで担当することとし、合理化する。
厚生労働省	医政局	③	試験免許係は、毎年1月から3月にかけて国家試験や看護師の再教育等に係る業務が集中していたため、係長1人、主査2人で対応していたが、看護師の再教育等に係る業務の実施時期を前倒して実施するなどの業務フローの見直しを図ることにより、当該期間の業務量を減らし、主査1人を合理化する。
厚生労働省	医政局	③	医療機器政策室における市場価格変動調査に関する業務が、毎年10月以降に集中していたため、主査1人で対応していたが、本件業務を年内にある程度平準化して実施する等の見直しを図ることにより材料価格係長に一元化し、主査1人を合理化する。
厚生労働省	医薬・生活衛生局	③	医薬品等に起因する副作用情報等に関する医療機関報告の受理に係る業務の一部(報告受理業務)については、定期的な情報共有の場を設けるなど、業務の実施方法を見直し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が担うこととし、国が行う業務の対象を重篤症例等に特化することにより、業務の効率化を図り、合理化する。
厚生労働省	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部	③	特定建築物の所有者、ビルメンテナンス業者などからの法令等に関する電話照会対応について、照会を受けてから担当者が内容を確認し、改めて回答するという対応を行ってきたが、特に質問の多い建築物環境衛生管理基準の内容、事業の登録要件や登録に必要な研修の実施者一覧、建築物環境衛生管理技術者免状の要件、交付手続等について、ホームページに掲載することにより、質問者と担当者の双方がそれぞれ同時にホームページで内容を確認しながら電話対応することができるようになり、対応時間の省力化を図る。また、関係団体などからの依頼による業務講習会で、月1回～2回程度講演を行っているが、これまでそれぞれの係内で作成していた講義資料をパソコン上で共有することにより、新たな資料作成の省力化を図る。これに併せて建築物環境衛生管理技術者国家試験に関する事務的な業務の所掌を担当の主査から他の係に移し、事務補佐員を導入するなどして対応することとし、定員を合理化する。
厚生労働省	職業安定局	③	地域雇用対策等に係る企画立案等に関する担当係の業務及び「雇用施策実施方針」や「地方労働行政運営方針」に係る連絡調整を担当する係の業務について、業務の洗い出しを行ったところ、地方労働局との間の連絡調整、報告徴収等に重複があることがわかったことから、これを排除し、地域雇用対策に係る実施方針・企画立案等を一体的・一元的に取り組むことができるよう業務フローの見直しを図る。
厚生労働省	職業能力開発局	③	本年度行った局内再編において、事業主向けの人材育成支援関係の助成金業務の集約化を行い効果的・効率的な業務実施体制を構築することに加え、これら助成金により支援する、雇用型訓練(OJTとOff-JTを組み合わせて実施する訓練)である、有期実習型訓練及び実習併用職業訓練について、マニュアルの整理・統一化等により業務簡素化を進めた上で、有期実習型訓練に関する事務を担当する係に実習併用職業訓練に関する事務を移管し、雇用型訓練を一体的に推進することにより、更なる合理化を図る。
厚生労働省	雇用均等・児童家庭局	③	調査係の業務である少子化問題に関する調査、統計等については、少子化対策及び子育て支援対策の企画立案業務と不可分一体のものであり、調査項目や調査方法等の見直しを図り、当該業務についてマニュアルを作成する等により業務を定型化し、少子化総合対策室の他の職員で分担し、合理化する。

厚生労働省	社会・援護局	③	生活保護法に係る自治体への監査業務については、毎年度、本庁及び実施機関(福祉事務所)に対して実施しているが、前年度の監査において指摘事項が少なく、かつ、適切に改善が行われていると認められる自治体に対しては、翌年度及び翌々年度は本庁に対する監査のみとする一方、問題のある自治体に対しては、重点的に指導を行うなど、監査業務の効率化を図ることにより、監査の実施に係る体制を見直すことにより合理化を行う。
厚生労働省	社会・援護局	③	傷恩・扶助料係で恩給法に基づく傷病恩給、扶助料に関する業務を、援護・業務課普恩係で恩給法に基づく普通恩給に関する業務をそれぞれ行っていたが、恩給法に基づく各給付に関する事務手続について、マニュアルを一本化し、請求・照会窓口の一元化を行い、高齢化する申請者への利便性を向上するとともに事務の効率化を図り、合理化を行う。
		③	障害年金係で戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「援護法」という。)に基づく障害年金の受付・審査等に管理に関する業務を、援護・業務課審査室審査係で援護法に基づく遺族年金等の審査・裁定等に関する業務をそれぞれ行っていたが、援護法に基づく各給付に関する事務手続について、マニュアルを一本化し、請求・照会窓口の一元化を行い、高齢化する申請者への利便性を向上するとともに事務の効率化を図り、合理化を行う。
厚生労働省	保険局	③	主査が担当している国民健康保険市町村関係情報の調査・収集業務について、マニュアルを整備し、属人性を減らした上で、課内の業務実施体制の見直しを図ることにより合理化を行う。
厚生労働省	年金局	③	運営健全化指導調整官の所掌する業務のうち、精算型基金の指定及び存続厚生年金基金の資産状況のモニタリングに関する業務について、事例をデータベース化し、それを基に業務処理マニュアルを作成することにより、他の官職においても運営健全化指導調整官の業務の一部を行える体制を整えることにより合理化を行う。
厚生労働省	政策統括官 (社会保障担当)	③	社会保障・税一体改革においては、全ての世代の現状や課題等を一体的に分析し、対策を検討する必要があるため、少子化問題を担当する社会保障専門官(少子化担当)と人口問題を担当する人口問題専門官が行う調査分析や施策の企画調整等について、指標や手順の見直しを行う等、業務を定型化・一元化して行うこととし、体制の見直しを行う。
厚生労働省	検疫所	④	輸入届出件数の増加に伴い、検疫所が行う検査についても増加させる必要があるが、その一部をアウトソーシングする等の業務の実施体制の見直しを行い、検査官の増加を抑制する。
厚生労働省	国立ハンセン病療養所	④	技能労務職員について、入所者に対するサービスの質・量に配慮しつつ、民間委託等を活用する。
厚生労働省	国立ハンセン病療養所	③	看護師が担当していた入所者のケアプラン作成業務について、入所者の情報やニーズ等を記載した入所者情報シートを導入し、他の職種も当該業務を担うことができるよう、業務実施体制の見直しを行うことにより、合理化する。
厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	④	病理的試験に伴う生化学的な試験検査について、病理部で類型化した上で外部委託する等の取組を行うことにより、業務の効率化を図る。
厚生労働省	国立保健医療科学院	③	WHO、OECD、IANPHI等の国際団体や国立保健医療科学院が協定を結んでいる海外の保健医療研究機関との協定等の事務的調整(書類作成・担当者との調整、協定の際の段取り等)についてマニュアル化する等、定型的に行えるようにして国際協力研究部から総務部に一部の業務を移管することにより実施体制を見直し、国際協力研究部の業務の軽減を図り、行政サービスの水準を低下させることなく、業務の効率化を図る。
厚生労働省	国立感染症研究所	③	レジオネラ検査マニュアルを作成し、研修等を通じて地方衛生研究所と連携を進めることで検査の効率化を図り、業務量を削減する。
		③	食鳥処理場におけるインフルエンザ疑いの鶏の検査については、獣医科学部で行ってきたが、今後、インフルエンザウイルス研究センターがと畜場で行っているインフルエンザ疑いの検査と一本化することで合理化を図る。
		③	コンピュータ科学を軸に、所内外の関連部署と協力しながら感染症対策に取り組み、病原体制御に必要な新しい基盤技術を整備したことから、業務実施体制の効率化を図る。

厚生労働省	国立 児童自立支援施設	③	副寮長については、規則正しい日課に基づいた衣食住を中心とした生活の指導など、児童の生活に密着した支援に関する業務を担っているため、他の職員が当該業務を主に担当することはなかったが、具体的な場面や状況を想定した事例を用いた研修等を実施することにより、他の職員が当該業務を担うことができるようになるため、業務の実施体制を見直し、合理化を行う。
厚生労働省	国立障害者リハビリ テーションセンター	③	頸髄損傷者に対する理学療法業務及び看護業務について、効率的かつ効果的に行うため、これまでの実績を基に標準的な業務の流れや業務内容を整理するとともに、業務マニュアルを作成し、業務の定型化を行うとともに、業務の実施体制を見直し、合理化する。
		③	発達障害者に対する就労移行支援に関する事業については、就労移行支援プログラムの作成及び全国への発信を行い、民間の障害福祉サービス事業所への普及を進めることにより、国立障害者リハビリテーションセンターにおける業務の実施体制を見直し、合理化する。
		③	障害者のリハビリテーションの技術に関する情報の収集、提供及び調整に関する業務について、当該業務に係るマニュアルを作成するとともに、当該業務の実施体制を見直し、当該業務を企画課企画係及び情報システム課情報係に移管することにより、合理化する。
		③	頸髄損傷者に対する生活支援専門職の業務について、効率的かつ効果的に行うため、これまでの実績を基に標準的な業務の流れや業務内容を整理するとともに、業務マニュアルを作成し、業務の定型化を行うとともに、業務の実施体制を見直し、合理化する。
厚生労働省	地方厚生(支)局	③	健康福祉課の各種養成施設に対する指導監督業務等について、事務処理マニュアルを作成し属人性をなくすとともに、当該業務の実施体制を見直し、合理化する。
厚生労働省	都道府県労働局	③	労働条件の確保及び改善について、助成金に係る審査マニュアルを改正し効果的な業務の見直しを図った上で、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用し、既存の業務実施体制の見直しを図る。
厚生労働省	都道府県労働局	③	費用徴収及び第三者行為災害に係る求償について、第三者行為災害事務取扱引をわかりやすく改正することにより業務の定型化を図った上で、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用し、既存の業務実施体制の見直しを図る。
厚生労働省	都道府県労働局	③	労災補償業務について労災認定事例集を作成することにより業務の定型化を図った上で、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用し、既存の業務実施体制の見直しを図る。
厚生労働省	労働基準監督署	③	産業安全に関する業務について、労働基準監督署間の業務量を平準化するため、職員1人当たりの業務量が少ない労働基準監督署の業務実施体制の見直しを図る。
厚生労働省	労働基準監督署	③	産業安全に関する業務について、計画届の審査要領を改正し効果的な業務の見直しを図った上で、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用し、既存の業務実施体制の見直しを図る。
厚生労働省	公共職業安定所	③	雇用保険関係業務について、雇用保険に関する業務取扱要領を改正し効果的な業務の見直しを図った上で、専門的知識と豊富な経験を持つ長年職業安定行政に勤務してきた者を再任用短時間勤務職員として活用し、業務実施体制の見直しを行う。

【経済産業省】 ※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
経済産業省	大臣官房調査統計グループ	③	国際比較性向上のための統計手法等に関する各国との共同研究、アセアン諸国の人材育成支援等の業務を、国際機関への統計情報提供や統計の国際会議に関する事務の総合調整を担当する国際係等との業務の親和性が強く、業務ノウハウが共通するため、国際係等に業務を集約化する。
経済産業省	大臣官房調査統計グループ	③	特定業種石油等消費統計調査をエネルギー政策を所管している資源エネルギー庁に移管し、資源エネルギー庁における統計調査担当に本調査の業務を集約化する。
経済産業省	大臣官房調査統計グループ	③	サービス産業統計指標開発業務は、指標の開発を行う技術的な知見が必要となるところ、統計開発を総合的に担当する係との親和性が強く業務ノウハウが共通するため、当該係に業務を集約化する。
経済産業省	大臣官房調査統計グループ	②③	電子商取引調査については、調査対象の負担を軽減する観点で踏まえ、商業全般の統計調査と統合し、商業全般の調査担当に業務を集約化する。
経済産業省	経済産業政策局	③	これまで事業フェーズごとに担当係が分散していた新事業や新分野に取り組む地域の事業者に対する支援ツールを、新たに設置する係に集約し、ワンストップによるサービスの向上を図る。
経済産業省	経済産業政策局・商務情報政策局	③	魅力ある市街地の形成にあたっては、国、地方公共団体及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ取り組むことが重要性であることから、地域資源を活用した消費の場の整備など、地域に対する面的支援の業務に係る事業者等からの照会や相談対応を一本化することにより、ワンストップによるサービスの向上を図る。
経済産業省	貿易経済協力局	③	債権管理に関連する定例的な業務をマニュアル化することにより係を合理化し、現在行われている二国間・多国間交渉等の業務については、課長補佐に集約する。
経済産業省	貿易経済協力局	③④	国際情勢に係る情報収集業務等の一部を民間企業へ業務委託することにより、専門職を合理化する。
経済産業省	貿易経済協力局	③	日本貿易保険を特殊会社化することから、当該法人の管理に関する事務について業務の実施体制を見直すことにより、当該事務については課長補佐に集約する。
経済産業省	貿易経済協力局	③	歳入・歳出情報や事業者情報等の定例的な入力業務についてはマニュアルを整備し、一部の業務について非常勤職員を活用することとし、係を合理化する。
経済産業省	貿易経済協力局	③	対内直接投資の規制監督業務は、規制に必要な情報の機密性が高いため、同じく機密性の高い情報の分析・管理を行う業務と一元的な管理を行うことにより、セキュリティ対策の強化、漏洩リスクの軽減に加え、個別案件毎を通じた横断的な課題発掘や分析が可能となるため、業務の実施体制を見直し集約する。
経済産業省	産業技術環境局	③	特定計量器の製造事業者の届出管理について、従来紙媒体で管理していたものを、電子化し、データベースを構築して効率的に管理運用することにより、業務実施体制を見直す。
経済産業省	製造産業局	③	製造業の各業界における共通課題に効果的に対応する等のために課を再編し、各課に共通する業務（連絡調整、環境規制対応の指導等）を集約化して、業務を効率化する。
経済産業省	製造産業局	③	製造業におけるBtoC関連の共通課題に効果的に対応する等のために課等を再編し、業界との関係で各課に共通する業務（連絡調整、環境規制対応の指導等）を集約化して、業務を効率化する。
経済産業省	経済産業局	③	一部の補助金執行業務について、より専門的な知識のある本省への集約化や、事務処理マニュアルや非常勤職員等の更なる活用により、合理化を図る。

経済産業省	経済産業局	③	法律に基づく立入検査業務や認定業務について、対処方法等の定型化を行っているところ、検査業務の効率化等が図られたため、今後は一部の業務について、再任用職員又は非常勤職員等を活用する。
経済産業省	経済産業局	③	法律等に関する相談業務について、FAQマニュアルの充実が図られているところ、今後は一部の業務について、再任用職員又は非常勤職員等を活用する。
経済産業省	経済産業局	③	バイオ産業振興業務については、農業・食品産業の高付加価値化、ヘルスケア、グローバル展開等に広がりが見られるようになっている。このため、農商工連携や国際等他の係に業務を移管する。
経済産業省	経済産業局	③	定型的な統計調査及び統計分析について、業務マニュアルを整備し、非常勤職員の更なる活用や他の係への業務移管等を進めることで、体制の合理化を図る。
経済産業省	経済産業局	③	現在の機械産業は機械を制御する組み込みソフトなど情報分野と密接不可分に関係しており、機械及び情報産業の両分野に係る知識が必要になってきている。このため、機械産業を所掌する係と情報産業を所掌する係を集約する。
経済産業省	経済産業局	③	静岡アルコール事務所では、所管区域内の事業者に対し、立入検査時を活用して積極的な直接指導や、きめ細やかな個別相談に応じてきた。この結果、事業者の法令への理解等が進展し、検査等業務が減少するとともに、制度の安定的な運用が図られてきていることから、関東経済産業局に業務を集約する。
経済産業省	経済産業局	③	産学官連携業務については、技術移転の推進を中心に産学官のネットワーク構築を行ってきたところ、産学官連携の果たす役割が、企業の人材育成、サービス、観光等の分野にも広がりが見られるようになっている。このため、産業人材、サービス産業、地域資源等他の係に業務を移管し、施策を一体的に実施する。
経済産業省	経済産業局	③	エネルギーに関する広報業務について、中小企業・小規模事業者を含む管内の事業者を対象に行っているが、広報の内容をエネルギー施策に限定することなく実施した方が効率的であることから、当該業務を集約する。
経済産業省	経済産業局	③	環境・リサイクル政策を担当する部署において、バイオマス資源の高度利活用に向けたプロジェクトを実施した結果、バイオマス資源を化学繊維に利活用する方向性を打ち出した。この成果を活かし、バイオマス資源の化学繊維への利活用に係る業務について、繊維産業を所掌する部署へ集約する。
経済産業省	経済産業局	③	企業や公設試験研究所等の技術シーズ・ニーズ等に関する情報を企業情報データベースに集約し、内容の蓄積を進めてきているところ。これにより、ヒアリングの業務効率化や情報の活用が図られてきていることから、調整業務や産学連携に係る業務を合理化する。
経済産業省	経済産業局	③	改正ガス事業法等に基づき、自由化された市場及び事業類型の変更に対応するための新たな行為規制を実施するため、資源エネルギー環境部の実施体制を見直す。
経済産業省	産業保安監督部	③	鉱山保安関係部署が、鉱業権者へ具体的なマネジメントシステムの実施方法や優良事例等の情報提供、鉱業権者との毎年度のマネジメントシステムの取組状況についての評価等に取り組むことにより、災害発生件数が減少していることから、鉱山保安関係部署の業務実施体制を効率化する。
経済産業省	資源エネルギー庁	③	改正ガス事業法等に基づき、自由化された市場及び事業類型の変更に対応するための新たな行為規制を実施するため、資源エネルギー庁の実施体制を見直す。
経済産業省	資源エネルギー庁	③	水素社会の実現に向けて省エネルギー・新エネルギー部政策課で実施していた水素サプライチェーンの構築(水素ステーションの整備等)に係る業務を、類似の業務を行う新たな課が担うこととし、政策課が実施していた当該業務の課長補佐及び係を合理化する。
経済産業省	特許庁	③	行政不服審査法改正を受け、担当課で行っていた当該処分の適切性を検証する業務が、法解釈関連の業務と親和性が高く、ノウハウが共通するため、総務課に業務を集約することにより、当該業務を効率化する。
経済産業省	特許庁	③	地域中小企業に対する知的財産活用支援について、企業ヒアリングや現地での説明会といった業務の実施の体制を見直し、これまでの業務ノウハウの蓄積を踏まえ、業務の一部を定型化し、非常勤職員の活用を図ることにより、業務を合理化する。

【国土交通省】 ※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおり示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	大臣官房 運輸安全監理官	③	企画第二係長は、平成18年4月1日に新設後、「安全管理規程に係るガイドライン」の策定・改正や、「小規模事業者ガイドライン」の策定など、運輸安全管理評価の評価方針等を作成してきたところ。 その結果、企画第二係長の業務内容である「運輸安全管理評価の評価方針・計画の作成」等が定型化された。また、「運輸安全管理評価の実施対象の選定」業務についても、鉄道モード等において大規模事業者を優先した評価の順位付けを確立できたことにより定型化がなされた。 このように、現段階において、運輸安全管理評価に伴う業務が定型化されたことから、企画第二係長のこれらの業務を合理化した上で企画第一係長の業務に統合することにより、業務効率化・業務改革を行う。
国土交通省	大臣官房 官庁営繕部 整備課 特別整備室	③	霞が関の官庁施設を対象とした中長期改修計画に基づく新たな改修サイクルを構築し、同サイクルの運用を「要領」として整理して職員で共有するとともに、業務実施体制を従来の「施設ごとの担当」(4名)から「建築・電気・機械の専門分野ごとの担当」に見直すことにより、年度ごとの改修計画がより合理的かつ効率的に作成できる体制に見直す。
国土交通省	総合政策局 技術政策課	③	運輸技術、気象業務に関連する技術に関する研究・開発の企画立案について、交通運輸分野の政策課題の解決への貢献に焦点を当てて研究・開発分野を絞り、重点化を図る。また、これまで技術係において実施してきた研究等の成果について、整理・電子化を行った上で、それらを基に企画係と一元的に実施することにより、同種業務の合同化等、業務及び業務実施体制の効率化を図る。
国土交通省	総合政策局 総務課 土地収用管理室	③	管理係で行っている直轄事業の事業認定業務のうち、地方整備局からの事前相談対応等について、これまでの相談内容のデータベースの作成や、事業認定に当たってのチェックポイントなどのマニュアルを整備することで、事業認定の事前相談対応に係る業務を定型化・軽減した上で、室内の職員に地区担当を割り振って対応することにより合理化する。
国土交通省	土地・建設産業局 地籍整備課	③	地籍調査の適切な実施のために行う指導・研修業務については、指導内容を具体化するマニュアルの作成と研修業務の定型化により、業務の効率化・簡素化を図るとともに、実施体制の集約化により合理化する。
国土交通省	土地・建設産業局 建設業課	③	建設業法に基づく工事現場に配置する技術者の問合せに関する業務について、過去の問合せ内容、回答及び関係資料を体系的に整理しマニュアル化することで、問合せ対応を容易化するとともに、当該整理内容を課内で共有し、相談対応の一部を課内で分散して対応するよう合理化する。
国土交通省	水管理・国土保全局 総務課	③	予算関係資料の作成業務について、過去の資料をデータベース化して検索しやすくすること等により効率化し、都道府県等からのデータ集計・報告業務について、データを報告様式にリンクさせるシステムを導入して効率化することにより、予算担当係の業務分担を見直し、合理化する。
国土交通省	水管理・国土保全局 治水課	③	流域における治水対策の企画・立案、計画業務について、これまでの検討の蓄積等を踏まえ、留意点等を整理するとともに、具体的対策内容や関係機関との調整状況等を収集・データベース化し、参照しやすくすることで業務の効率化を図る。
国土交通省	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 水源地域振興室	③	ダム事業中止に係る生活再建に関し、事業実施に関する業務と、予算等制度の調整を図る業務をそれぞれ行ってきたところ。これまでの経験が蓄積され、両業務を整理しマニュアル化することにより定型化できるようになったことから、両業務を集約化することとし、業務の効率化を図る。
国土交通省	道路局 環境安全課 道路環境調査室	④	道路環境計画に関する情報のデータベース化及び提供に関する業務を民間委託することで、業務の効率化を図る。
国土交通省	住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室	③	瑕疵担保履行法施行以来の業務の実施状況を踏まえ、保険法人に対する指導・検査等についてマニュアルの整備を行うとともに、ノウハウが蓄積されてきたことを踏まえ指導係の業務を他の担当で分担することにより、効果的・効率的な業務実施体制に見直す。

国土交通省	住宅局 住宅総合整備課	③	業務系の公営住宅に関する補助金業務について、当該業務の処理手順を標準化することにより業務の効率化を図る。一方、同課公共住宅管理係は公営住宅の管理に関する業務を行っているが、業務係が行う補助金業務を標準化した上で公共住宅管理係に一元化することにより公営住宅管理業務を一体的に行うことができ、補助金業務を含めた公営住宅全体の管理業務の効果的かつ効率的な業務実施体制を図ることができる。よって、業務系の業務について効率化を図り、かつ公営住宅管理に関する業務の実施体制の見直しを行う。
国土交通省	鉄道局 国際課	③	当該専門官は、先進国の高速鉄道計画におけるコンフリクト(発注側と受注側の利害相反)問題の未然防止の取組等種々の業務を担っている。一方、近年東南アジア諸国等途上国においても高速鉄道計画が増加し、途上国を担当する同課国際協力室でも、同様な業務への対応が必要となっている。 また、高速鉄道プロジェクトを有する途上国数は先進国のそれを上回る現状から、業務の一元化による効率性を検証し業務分担の見直しを行った結果、アメリカ等の先進国案件をブラジル、ベトナム等の途上国を主に担当している同室に移行、集約させる。これにより当該専門官の業務を縮減するとともに、蓄積されたノウハウを途上国担当での検討・取組にも活かすなど効果的な業務執行を行う。
国土交通省	自動車局 旅客課	③	旅客課内における業務必要性や業務量の平準化を図る観点から業務量を不断に見直し、旅客課地域交通室企画係長(地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画立案・調整)に関する業務について、その親和性・効率性を勘案して、同室調整係長(自家用有償旅客運送)に一元化し、地域輸送である自家用有償運送も含め地域生活輸送の確保に係る施策を一体として企画調整するとともに、これまで両係長が行っていた自家用有償旅客運送及び自家用自動車貸渡業に係る統計等の定型的業務を抽出した上で、入力様式を統一、整理して入力集計を効率化し、賃金職員を活用して対応する等の業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	自動車局 環境政策課	③	環境政策課内における業務必要性や業務量の平準化を図る観点から業務量を不断に見直し、環境政策課地球温暖化対策室燃料係長に関する業務(自動車燃料及び自動車燃費の公害防止に係る企画・立案)について、その親和性・効率性を勘案して、同室次世代自動車係長(次世代自動車の環境性能の評価に係る企画・立案)に一元化し、通常の自動車から次世代自動車まで一体的に自動車環境性能に係る政策を企画立案するとともに、燃費に係る統計等の定型的業務を抽出し、賃金職員を活用して対応する等の効率化を行う。
国土交通省	海事局 外航課	③	海事局外航課輸送第二係が行っている日本船舶・船員確保計画の認定事務について、マニュアルを作成し、業務を定型化した上で、安定的な国際海上輸送の確保等に係る事務を担当する企画係が従前から所掌する企画立案事務とこれを一体的に実施することとする業務の効率化を行う。
国土交通省	海事局 検査測度課	③	海事局検査測度課放射線物質係が行っている放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の輸送の安全確認審査及び同課放射性廃棄物係が行っている放射性廃棄物の輸送の安全確認審査について、マニュアルや審査様式の整備により当該業務を定型化するとともに、過去の一定期間の輸送情報を整理したリストを整備することで類似の輸送などの前例の検索を容易にすることにより、業務を効率化。これにより、放射性廃棄物係が行っている事務を放射線物質係の所掌範囲につき実施することとする業務の効率化を行う。
国土交通省	港湾局 海岸・防災課	③	補助事業に係る交付決定や財産処分など、従前本省において行っていた業務の一部を地方整備局に事務委任することにより、業務量を平準化する。
国土交通省	港湾局 産業港湾課	③	国際バルク貨物輸送の効率化のための企業連携について、従前本省において行っていた業務の一部を各地方整備局に委ねることにより、現行の2係体制から1係体制へ見直す。
国土交通省	国土技術政策総合研究所	③	類似した2つの研究課題で重複して実施されていた海外事例調査を一元化して実施すること等により、研究室間及び研究者間の業務分担の見直しを行い、研究実施体制の効率化を図る。
国土交通省	国土地理院 測地部 物理測地課	③	現在、測量業務において従来型の測量形態からグローバル・ポジショニング・システム(GPS)等のグローバルナビゲーションサテライトシステム(GNSS)化が進むにつれて、グローバルナビゲーションサテライトシステム(GNSS)を利用した標高測定のためのジオイド・モデルの高精度な整備は必須となっているところ、ジオイド・モデルの整備に当たって、同じ物理測地課内の重力係において整備している重力測量による重力データ等の既存データを活用すること等によりジオイド測量の効率化を図り、また、重力係とジオイド係の業務を一体化して実施することで業務全体の高精度化・効率化を図る。

国土交通省	小笠原総合事務所 総務課	③	小笠原総合事務所総務課の所掌事務のうち、小笠原諸島の振興に関する調査、企画に関する事務について、本省において実施する調査、企画業務の補助に限定し、調査、企画の主たる内容を国土交通省本省に集約することにより、業務の効率化、高度化を図る。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所の設計・積算・技術審査業務に関する補助業務等を民間委託し、定員を合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所の品質検査業務に関する補助業務等を民間委託し、定員を合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	港湾事務所等における契約に係る支払い等業務を、本局担当に集約して一括実施することにより業務量を削減・業務実施体制を効率化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における一定の築年数を経過した橋梁数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの橋梁数の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における特殊車両通行許可申請件数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの申請件数の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における ・耐震対策等の大規模地震対策の実施状況を踏まえ、事務所間の業務量を耐震対策が必要となった構造物数等の指標に基づいて ・河川管理施設数や長寿命化計画の策定状況を踏まえ、事務所間の業務量を河川管理施設数等の指標に基づいて ・許可工作物の管理者に対する指導の状況を踏まえ、事務所間の業務量を指導を要する許可工作物数の指標に基づいて 定量的に比較し、人員配置を見直すことにより、業務量格差の是正を図る。
国土交通省	北海道開発局	③ ④	開発建設部の諸手当認定や給与支払い事務等については、上位の組織に集約するとともに、当該業務に係る補助的業務については民間委託等を活用する。このほか、定型的な業務について、マニュアル等を整備し業務を効率化した上で、再任用職員を活用することにより業務実施体制を効率化する。
国土交通省	北海道開発局	④	本局・開発建設部において、業務分担の見直しを行うとともに、工事の設計・積算、監督業務に関する補助的業務について民間委託や再任用職員を活用し、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	地方運輸局	③	業務に必要な力量を習得するための教育・訓練プログラムを策定し、状況に応じて職員が複数の職種（船舶検査官、船舶測度官、外国船舶監督官）を兼務できるよう、職員一人ひとりの技量の維持・向上を図ることにより、効率的な業務実施体制の構築を進める。また、時期的な業務の増大に対しては、管区機関から支局等に応援要員を派遣するなど、機動的な人員配置で対応することで、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	地方航空局	③	外国航空会社との調整業務について、長年積み重ねた調整内容について業務マニュアルを整備し、中部空港及び那覇空港に発着する航空機の発着日時に係る調整業務の定型化を行った。これにより対空援助業務を実施する要員が交通量が減少する夜間時間帯において当該業務を補完することが可能となり、要員の配置の見直しを図る。
国土交通省	地方航空局	④	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）に基づく空港運営事業の民間委託化に伴い、土木維持管理業務等を民間事業者へ移管する。
国土交通省	地方航空局・ 航空交通管制部	③	時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、必要な訓練を施した上で、交通量が減少する夜間時間帯等において、以下の取組を行うことにより、業務の効率化を図る。（2名を要する業務を1名で実施するための業務フローを構築） ・レーダー調整席を他セクターのレーダー調整席と統合して業務を実施 ・4つの地区で分担している国内ATFM（交通流管理）席の1つを他地区ATFM席に統合して業務を実施 ・レーダー対空席を他セクターのレーダー対空席と、また、レーダー調整席を他セクターのレーダー調整席とそれぞれ統合して業務を実施 ・管制席（データ計算席とレーダー調整席）を統合して業務を実施 ・レーダー対空席を他セクターのレーダー対空席と統合して業務を実施
国土交通省	地方航空局	④	平成10年6月に成立した中央省庁等改革基本法第22条9号「航空交通管制に用いる機器の整備等において、民間の能力を活用すること」に基づき、保守業務の民間委託を実施する。

国土交通省	航空交通管制部	③	航空交通情報システムの再配置整備により、当該システムによる航空通信を実施する業務を行う業務室と、各空港の運用状況の把握及び航空機のダイバートに関する調整を実施する運航情報調整業務を行う業務室を統合し、また、業務マニュアルを整備することにより、運航情報調整業務を実施する要員が随時、航空交通情報システムによる航空通信を実施する業務を補完することが可能となり、当該業務を実施する要員の配置の見直しを図る。
国土交通省	地方航空局	③	航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、航空需要が少ない空港をRAG(リモート対空通信)化することにより業務の効率化及び業務実施体制の最適化を図る。
国土交通省	地方航空局	③	航空衛星運用官については、5つの衛星業務ごとにそれぞれ技能証明が求められるが、運輸多目的衛星から準天頂衛星利用への移行も見据えつつ、衛星航法業務と衛星通信技術業務については、1人の職員に両方の技能証明を取得させることによって、試行的に相互に業務の補完を行うこととし、当該業務を実施する要員配置について段階的に見直し、業務の効率化を図る。
国土交通省	航空局 交通管制部 管制課	③	全国の4管制部を東西地区に分けて担当していた航空路整備(※)に関して、統合管制情報処理システムの導入により、運用方法や管制要件が異なる管制部ごとに整備していた航空路管制システムの機能を統一化することが可能となり、整備マニュアルを策定したことで2名の航空路整備担当を1名に集約化する。 ※航空路整備:外国管制機関との境界も含めた国内空域の広域をカバーし管制業務を行うための無線施設(レーダー)、対空通信施設及び管制システム等の整備
国土交通省	航空局 交通管制部 運用課	③	航空情報の作成、管理及び提供業務について、必要な訓練、また業務マニュアルを整備することにより、飛行場に係る情報を担当する要員が随時、航空路に係る情報の業務を補完することが可能となり、当該業務を実施する要員の配置の見直しを図る。
国土交通省	地方航空局	④	三沢(事務所)及び当該官署が管轄している青森(出張所)や場外航空保安施設の用に供する機械施設(発電設備、UPS、空調設備等)の運用、保守管理について、保守業務の外注範囲の拡大、緊急時の対応体制等を外注業者へ実施させることによって、業務実施体制等の見直しを図る。
国土交通省	管区气象台	④	空港出張所(3官署、18人)を廃止し、地域航空気象官署である新千歳航空測候所に3人移管し、差し引き15人のうち14人を再配置、1人を定員合理化する。
国土交通省	管区气象台	④	空港出張所(2官署、12人)を廃止し、地域航空気象官署である仙台航空測候所に1人移管し、差し引き11人のうち8人を再配置、3人を定員合理化する。
国土交通省	管区气象台	③	地域航空気象官署における飛行場予報業務について、管轄する空港の観測・監視機能の充実や予報作業ツールの改善により現業業務体制の効率化を実施し、所要の定員合理化を行う。
国土交通省	気象衛星センター	④	次期静止気象衛星の運用について、管制業務のPFI化を実施することにより要員配置の見直しを行い、所要の定員合理化を行う。
国土交通省	運輸安全委員会事務局	③	専門官(航海データ解析等担当)が主として担務していた船舶事故等調査における航海データ回収・解析業務について、回収・解析手法に係るマニュアルを整備するとともに、個々の事故調査官に対する研修・訓練体制を構築して、同業務の知識・能力を向上させ、事故調査官自らが通常の調査の一過程として行うことを可能とすることで、業務実施体制の効率化を図る。
国土交通省	運輸安全委員会事務局	③	軽微な事故等調査報告書の作成に係る業務について、標準的な作成要領の整備に伴う業務の定型化により業務量を軽減するとともに、再任用短時間勤務職員において同業務の処理を可能とすることで、業務実施体制の効率化を図る。
国土交通省	管区海上保安本部	③	海上交通センター情報課において、海上交通情報機構処理システムの改修を行うことにより、原稿読み上げソフトを使用した音声確認が可能となり、誤情報発信防止に係るダブルチェック体制を省力化することが可能となることから、夜間当直を2名体制から1名体制に見直しを行い、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	整備マニュアルの電子化、部品や資機材の管理事務の簡素化、作業手順書等の様式の統一化を行い、整備に関連する諸作業の効率化を図ることにより、整備士が実施する整備作業全般を効率化し、業務の実施体制を効率化する。

国土交通省	管区海上保安本部	④	航路標識の保守・点検業務について、消灯などの緊急時に必要な体制の確保に留意しつつ、灯台見回り船により行っていた業務を外注化(用船化)できる箇所について、業務の実施体制を効率化する。
国土交通省	管区海上保安本部	③	全国の光波標識について、船舶の通航実態等を調査の上、廃止しても安全性に影響がないと評価された標識を関係者の理解を得た上で廃止することによる効率的な整備・管理を図り、告示事務の減量化を図られることに加え、予算要求事務については、管区本部から本庁への予算要求手続の効率化(関係施設・機器の基礎データベース化による基本データ入力省力化、複数の様式の統一化、積算手法の簡素化等)を実施し、業務の実施体制を効率化する。
国土交通省	管区海上保安本部	③	海上交通センター整備課においては、交代制勤務により24時間の即応体制をとっているところ、一律一ヶ月周期により実施していた保守点検周期の検証等を行い、機器の特性及び重要度等に応じた点検周期へ業務の効率化を図り、現状、日勤2名と夜勤1名体制による交代制勤務について、機器障害時等の緊急時の即応体制を確保しつつ、3直1名の当直体制に見直しを行う。
国土交通省	海上保安庁総務部	④	試験センター航行援助技術課がこれまで実施してきた技術開発に関する業務について見直し、外注可能な業務について洗い出しを行い、既存機器の測定・検証、新たな機器等の導入に伴う実証実験データ収集等の業務を外注化し、業務の実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部	③	電子計算機システムの管理業務について、過去の保守形態や事象対応等の類型事象を整理し、マニュアルを整備するなどの定型化、簡素化を行い、電子計算機システムにおける保守及び運用の業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部	③	JICA研修業務における水路協会との役割について、対民間の業務調整については同協会が行うこととする見直しを行い、業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部	③	海底地形調査に係るデータ解析について、データノイズを詳細に確認しながら除去する作業が必要なところ、データノイズ除去作業の一部電子化による解析業務の効率化を行い、業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部	③	地殻変動観測に係るデータ解析について、解析時に詳細な検証を行う必要のない精度の高い観測データに関する解析作業の一部電子化による解析業務の効率化を行い、業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部	③	海洋汚染調査における分析スケジュールの見直しを行い、これまで調査後に採取試料を全数即時分析すべきとしていたところを、代表試料の即時分析及びそれ以外の他の資料は維持保管し、後刻外注化により分析する工程とに分けることにより、当庁ですべき分析手順における手法の効率化を実施し、業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部	④	省庁、地方自治体が外注しているシステム運用、データ整備等の調査を実施し、外注可能な業務について洗い出しを行い、紙媒体資料のデジタル化及び収集・保管しているデータの形式統一化の業務について外注化し、業務の実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部	③	海図編集工程を見直すことで、紙海図及び電子海図の編集における作業項目の統合、資料の逐次処理による処理のスピードアップ及び簡素化等を進め、業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	警備情報収集業務を見直し、情報収集・分析対象に優先順位を付すことにより、情報収集対象の合理化を図り、業務執行体制を効率化する。
国土交通省	管区海上保安本部	③	事件・事故の対応について、同一又は近接部署の巡視船により迅速に対応できる体制を構築することにより、巡視艇かわぎり及び巡視艇いずなみの複数クルーの定員の合理化を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	事件・事故発生時の初動措置をまとめたマニュアルを整備し、事件・事故情報入手時の対応要領を定型化することにより業務実施体制を効率化する。
国土交通省	管区海上保安本部	③	機関(エンジン等)の日頃のメンテナンスについて、整備マニュアルを整備し、機関の点検手順等を定型化することにより、機関の保守・管理業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安本部	③	通信機器の取扱いについて通信マニュアルを作成することにより、情報収集・情報分析・対処方針立案業務に従事する者であっても一部の通信機器を取り扱えるようにすることにより業務を効率化する。

国土交通省	海上保安庁交通部	③	ディファレンシャルGPSセンターにおいては常時2名体制の4直の交代制勤務により業務対応しているところ、昼夜間の業務量を踏まえ、日勤2名・夜勤1名体制の3直による当直業務体制への効率化を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	外国船舶の立入検査について、立入検査マニュアルを整備することにより業務を定型化し、書類確認等の時間を短縮化することにより業務実施体制を効率化する。

【環境省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおり示すもの。

①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
環境省	廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室	③④	平成14年に施行された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定建設資材のリサイクル率の向上を図るために諸施策を行っているところである。今般、都道府県、政令市等に対する再資源化状況調査等の一部業務について民間委託を進める等、業務内容を見直し、建設廃棄物再生係長の担当業務の効率化を図り、体制の縮小を図る。
環境省	総合環境政策局 環境経済課	③④	民間団体等の環境保全活動の普及啓発については、地域における民間団体等間の連携、地域を越えた民間団体等間の情報の共有などを促進することによる質の高い環境保全活動の拡大を目指した業務への比重が大きくなるため、地方環境パートナーシップオフィスへ外部委託するなど更なる効率的な業務執行とすることで、環境保全活動業務系の体制の縮小を図る。
環境省	総合環境政策局 環境経済課	③	総合環境政策局環境経済課環境金融専門官が実施している環境金融促進業務の特定専門的事項に関する業務については、同課の環境金融係に一本化することで、国際連携や有価証券報告書における地球温暖化対策関係情報の開示などの業務を合理化し、体制の縮小を図る。
環境省	総合環境政策局 環境保健部 化学物質審査室	③④	優先評価化学物質等の有害性試験について、国の直接実施から今後事業者における試験実施へ移行させる見直しを進めることにより、業務の一層の合理化・効率化を図り、体制の縮小を図る。
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課	③④	地域活動の推進に係る事務のうち、「地域地球温暖化防止活動推進センターに対する連絡調整に関すること」について、運営業務を全国センター等に外部委託し、業務を情報収集程度に効率化するなど、業務分担を見直し、体制の縮小を図る。
環境省	水・大気環境局 大気生活環境室	③	ヒートアイランド対策について、ヒートアイランド対策マニュアルを作成し地方公共団体へ配布する。これにより地方公共団体への指導など、業務が効率化されることから、業務実施体制の縮小を図る。
環境省	水・大気環境局 大気生活環境室	③④	騒音、低周波音に関する調査業務等について、複数契約の一本化や施行状況調査の外部委託を行う。また、地方自治体職員向けの「講習会」をマニュアル化する。これらの業務の効率化に伴い、体制の縮小を図る。
環境省	中部及び九州 地方環境事務所 環境対策課	③	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定等について、申請・審査に係るマニュアルを作成することにより業務処理の標準化を行うことにより、業務をより迅速・確実に行うことが可能となり、業務の実施体制の縮小を図る。
環境省	東北地方環境事務所	③	八戸自然保護官1名は、三陸復興国立公園の青森県地域の保護・管理を行っているが、これまで東日本大震災からの復興に係る業務も含めて実施し、着実に成果をあげている。今般、直轄整備した施設の維持管理体制や、自然環境の保全事業の推進体制について、地元との協働による体制を構築するなど業務を効率化し、八戸自然保護官の業務の効率化が図られたことから、青森県中東部の八戸、青森、十和田の3自然保護官事務所の担当業務について配分を見直し、青森自然保護官の定員の合理化により体制の縮小を図る。
環境省	九州地方環境事務所 野生生物課	③	九州地方環境事務所野生生物課では、鳥獣保護区の指定及び保護区の管理、特定鳥獣保護管理計画に係る協議等を行っている。近年、短期的に集中して4箇所鳥獣保護区の新規指定及び3箇所のラムサール条約湿地登録の業務を行ったところである。これにより鳥獣保護区の新規指定及びラムサール条約湿地の登録業務の定型化が図られたため、今後これら業務の一部をアウトソーシングすることも念頭に野生生物課内の業務実施分担を見直し、鳥獣保護係長1名の定員を合理化することにより体制の縮小を図る。
環境省	長官官房 参事官(会計担当)付	③	予算の調整ラインが実施してきた、①庁内における要求事項の聴取・とりまとめ、②概算要求に必要なプロセス及び査定当局に対する説明の段取り調整等の総合調整業務について、当該業務に係るノウハウや知見をマニュアルとして整備することにより、業務の効率化を図る。これにより、他の予算決算ラインと当該業務のノウハウ等を共有するとともに、総括ラインも協力・連携を行うことにより、実施体制の効率化(調整ラインの廃止)を行う。
環境省	長官官房 安全技術管理官(地震・津波担当)付	③	安全技術管理官(地震・津波担当)付の建築・機器・経年・構造担当では、①施設等の研究を行う建築担当、②設備等の研究を行う機器担当、③経年影響等の研究を行う経年・構造担当及び④これら3つの担当が必要とする実験を行う試験担当の4つのラインで業務を実施してきた。このうち、試験ラインにおいて、実験を行う上で必要となる施設や設備のモデル化に関するノウハウをマニュアルとして整備することにより、他の3ラインにおいて独自に実験を行うことを可能とし、業務ノウハウの共有化を図るとともに、実施体制についても効率化(試験ラインの廃止)を行う。